

◎新潟県告示第165号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年3月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市寺社字鴨深甲3034番	田	638
阿賀野市堀越字片田2644番3	畑	638
阿賀野市堀越字片田2645番1	畑	826
阿賀野市堀越字片田2646番8	畑	109
阿賀野市堀越字片田2646番9	畑	72

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者も死亡している。

名義人の子は3人で、内1人は死亡、他2人は相続放棄している。

田については、地域計画で位置付けられた農業者が、新たに活用を希望している。

畑については、同じく地域計画に位置付けられた農業者が、継続して活用を希望している。

以上より、阿賀野市農業委員会は県の裁定を要望している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年6月	5年	17,650 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年3月24日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送